

福井地方裁判所 御中

平成24年(ワ)第394号、平成25年(ワ)第63号

大飯原発3、4号機運転差止請求事件

原告 松田 正 外188名

被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成26年3月24日

原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤 辰 弥

同上 笠原 一 浩

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲72	「関西電力株式会社 大飯発電所敷地内 破砕帯の評価について」と題する書面	写し H26.2.1 2	原子力規制委員会 大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合	①甲75の①の指摘を受けて、最終評価書においては、旧F-6と新F-6が明確に峻別された他、「なお、今回の評価は敷地内の「新F-6破砕帯」を対象としたものであり、敷地内の他の破砕帯、敷地近傍及び周辺に分布する断層の活動性については、別途、新規性規準適合性の審査で十分な検討が必要と考える。」との記載がなされるに至ったこと、 ②南トレンチ内断層については、有識者の間でも活断層ではないことで意見の一致を見ていること、 ③甲75の②の指摘を受けて、新F-6の連続性に関し、「ただし、ボーリング調査によって破砕帯の連続性を議論することには限界があるため、新F-6破砕帯が一続きの破砕帯ではない可能性があるという意見もあった。」との記載がなされ、新F-6が一続きの破砕帯ではない可能性に言及されたこと、 ④台場浜トレンチ内断層については、将来活動する可能性のある断層に該当するものと評価されたこと、	

					<p>⑤レビューからの、台場浜トレンチ内の破砕帯が、非常用取水路に近い方向に連続している可能性があり、そのことが検討されていないという問題提起をうけて、台場浜トレンチ内の断層につき、「ただし、これらの堆積層にずれを生じさせている面の南方への連続性については、確認が必要ではないかとの意見もあった。」との記載がなされるに至ったこと、それでも、旧F-6とは違う場所に新F-6があるとされ、台場浜の破砕帯については山頂トレンチ内の破砕帯に連続しないとして、詳細な検討から除外されてしまっていること</p>
甲73	「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合（第4回評価会合）」と題する書面	写し	H25.7.3 8	原子力規制委員会	<p>①有識者会合メンバーである廣内委員が、旧F-6と新F-6の整合性に関し、「やっぱり当初のF-6というのがどういうふうを考えられたのかということ、一番初めの報告書を読んだんですけど、東傾斜ということ言っているのは、この既存トレンチでしたっけ、ここだけなんですよね。実際にこの図で言う左右の断面であるとか、それから、3号炉付近をまたぐ南北の断面というのを見てみると、いずれもF-6を西傾斜の断層として認定しているんですからね。それがどうしてもあるものですから。」</p> <p>「やっぱり、もともと西傾斜で考えていたものが、東傾斜の断層で今回は置きかえているというか、そちらのほうがより正しいということをおっしゃっているんですけども、もともとのそういう経緯があるので、やっぱり、この辺で何か出る可能性については、ある程度考慮したほうがいいんじゃないかなと思っています。・・・ぜひ、37番で出てくるような西傾斜のものを少しよく見ていただくというのと、可能であれば、この辺でもう1本ぐらい斜めに掘って、基盤を抜くようなものがあって、その中で西傾斜も出てこないかということ、少し見</p>

					<p>ていただくと、よりいいんじゃないかなというふうに私としては思います。」と発言したこと</p> <p>②原子力規制委員会島崎委員長代理が新F-6の連続性に関し「実際には(断層を)逃がしてしまったわけですね。」「今回、必ずこの中に入るという形でボーリングをして、その中から、実はF-6が入っていなかったということを考えると、やはりさらに西側で逃がしている可能性も一応考えて、たとえ1本でもいいから、ボーリングを打っていただければ、非常に安心すると。それだけのことなんですけどね。」と南側トレンチの西側に破砕帯が存在しないのか確認する必要性について述べたこと、</p>
甲74	「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合(第5回評価会合)」と題する書面	写し9	H25. 8. 1	原子力規制委員会	<p>①有識者会合メンバーである廣内委員が、旧F-6と新F-6の整合性に関し、「今回のF-6では従来指摘されたものとは違った部分の破砕帯がF-6につながるんだという説明を受けたんですけども、じゃあ、<u>一方で、そもそも前に認定していた破砕帯というのは消えるわけではないので、じゃあ、これは一体何なんだろうと。こここのところの始末をきちんとつける必要があるんじゃないか</u>と思いますので、これが何かについては、きちんと記載する必要があるんじゃないかと思っております。」と発言したこと</p> <p>②山頂トレンチ内の破砕帯が「手で掘れる破砕帯」「極めて軟弱な破砕帯」であること、</p> <p>③新F-6の連続性に関し、廣内委員、重松委員、渡辺委員の3名が、ボーリングNo.37で確認されている破砕帯がF-6の延長ではないのかと疑問を呈したこと、</p>

甲75	「当初評価書案に対して有識者からいただいた御指摘」と題する書面	写し	H25. 11. 15	原子力規制委員会	①有識者会合メンバーである渡辺委員が、評価書案（甲79）に対して「単にF-6と記述すると、非常に大きな誤解を生ずる可能性がある。設置申請時のF-6とは違うことを明記する必要がある。従来のF-6を指す場合はF-6で良いが、今回の調査で明らかになった破碎帯を指すのであれば別の用語を用いるべき。「旧F-6」と「新F-6」でもよいかと思う。」と述べ、評価書はあくまでも被告の主張する新F-6についてのみ評価したものであることを明らかにするよう求めたこと、 ②同渡辺委員が、評価書案（甲79）に対して「新F-6の連続性は承認していない。連続性が確認されたような記述は修正すること。」と指摘したこと、
甲76	大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合（第5回評価会合）渡辺満久委員配布資料	写し	H25. 11. 15	東洋大学 渡辺満久教授	①有識者会合メンバーである渡辺委員が、新F-6の連続性につき「別々の断層をつなげている可能性がある」と指摘していること、 ②同渡辺委員が、新F-6の連続性につき、既往トレンチから南側トレンチの西側を通して延びているのではないかと指摘し、「ボーリングNo.5 1とNo.3 9の間までは掘削すべきである。・・・とコメントしてきた」として調査の必要性を訴えたこと
甲77	「大飯発電所7月27・28日現地調査」と題する書面	写し	H25. 8. 19	信州大学 廣内大助准教授	有識者会合メンバーである廣内委員が、新F-6の連続性につき、ボーリングNo.3 7で確認されている破碎帯は「西傾斜、走行も近い。規模の大きな破碎帯に連続する可能性はないのか？」と疑問を呈していること
甲78	「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合（第6回評価会合）」と題する	写し	H25. 9. 2	原子力規制委員会	①島崎原子力規制委員会委員長代理が、第6回評価会合の席上、「次回以降の会合では、規制委員会に提出する評価書案の議論をする」旨発言したこと ②被告が、旧F-6と新F-6の整合性につき、委員が求める説明をしなかった

書面				<p>こと、</p> <p>③有識者会合のメンバーである渡辺委員が、新F-6の連続性につき、「断層のつなげ方ですけど、前回もコメントして、質問もしたんですけども、本当にこれでいいのかなというのは、素朴な疑問として残るんですよ。・・・ボーリングで捉えたやつは、直線でばっとやっているわけですけども、実際に関電さんが続けられたF-6というのは、私はこんなものはないんじゃないかと思っていますが、こういうふうにくにやぐにや曲げているわけですよ。それと、この対象が非常に大きいので、本当にそれでいいのかなというのが素朴な疑問です。1本何かばっとあるんじゃないくて、この辺に何か束ねたようなやつが何条かあるのを、それを無理やりボーリングでつなげているという、そういう感じがしないでもないです。」と述べて疑問を呈したこと、</p> <p>②山頂トレンチ内破砕帯の活動性につき、有識者会合のメンバーである渡辺委員が「山頂付近（山頂トレンチ）F-6破砕帯の薄片観察結果では、最新面には緑泥石は、言葉では『破砕されていない』とは書いてあるが、そういうデータはここにはないのか。」と述べて証拠不足を指摘したこと、</p> <p>③山頂トレンチ内破砕帯の活動性につき、有識者会合のメンバーである重松委員が「これは緑泥石が非常に滑りやすい方向に並んでいることを示している。これが動けば、条線なり何らかの痕跡は残す。山頂トレンチのところで条線を観察したとき・・・それ以降の条線は特についていないので、それを考えれば、それ以降に何か活動があったとは考えにくい。ただ、これだけをもって、これ以降に動いていないというのはどうかと思う。」と述べて証拠不足を指摘したこと</p>	
----	--	--	--	---	--

					， ④上記②及び③の指摘を受けて、被告担当者が「おっしゃるとおり、これだけで後期更新世以降の活動はないと言っているわけではなく、これもその証拠の一つ。」と述べて、証拠不足であることを認めたこと
甲79	「関西電力株式会社 大飯発電所敷地内破砕帯の評価について（案）」と題する書面	写し	H25. 11. 15	原子力規制委員会 大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合	旧F－6とは違う場所に新F－6があるとされ、台場浜の破砕帯については山頂トレンチ内の破砕帯に連続しないとして、詳細な検討から除外されてしまっていること
甲80	議事録 （第4回大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合）	写し	H25. 5. 10	原子力規制委員会	小浜湾内海底に、FO-A断層と熊川断層をつなぐ海底断層が存在する可能性を示す海低音波探査記録が存在すること及び、地中堆積物中のガスの影響により断層があるかのように見えている可能性は低いこと。 震源断層が、事前調査によって明確に確認できる活断層の範囲にとどまることはなく、断層判断に当たっては、個々の断層だけでなく、断層系の全体像を把握して震源断層を設定すべきであること。 双児崎の先端部に、FO-B・FO-A断層及び熊川断層と同じ特徴を有するリニアメントが認められること。
甲81	配布資料2 （第4回大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合）	写し	H25. 5. 10	原子力規制委員会	小浜湾内海底に、FO-A断層と熊川断層をつなぐ海底断層が存在する可能性を示す海低音波探査記録が存在すること。

甲82	配布資料4 (第4回大飯 発電所3・4号 機の現状に関 する評価会合)	写 し		独立行政 法人産業 技術総合 研究所 活断層・地 震研究セ ンター長 岡村行信	小浜湾海底に断層が存在する可能性が 高いこと及び、地中堆積物中のガスの影 響により断層があるかのように見えてい る可能性は低いこと。
甲83	配布資料5 (第4回大飯 発電所3・4号 機の現状に関 する評価会合)	写 し		高知大学 総合研究 センター 防災部門 特任教授 岡村 眞	震源断層が、事前調査によって明確に 確認できる活断層の範囲にとどまること はなく、断層判断に当たっては、個々の 断層だけでなく、断層系の全体像を把握 して震源断層を設定すべきであること。
甲84	配布参考資料 5 (第4回大飯 発電所3・4号 機の現状に関 する評価会合)	写 し		東洋大学 教授 渡辺満久 広島大学 名誉教授 中田高	小浜湾海底に活断層の存在を示す構造 が確認されたこと及び、それがガスによ る影響ではないこと。
甲85	配布参考資料 6 (第4回大飯 発電所3・4号 機の現状に関 する評価会合)	写 し		広島大学 名誉教授 中田高	双児崎の先端部に、FO-B・FO-A断層 及び熊川断層と同じ特徴を有するリニア メントが認められること。
甲86	配布参考資料 7 (第4回大飯 発電所3・4号 機の現状に関 する評価会合)	写 し	H24.10. 23	原子力規 制委員会	双児崎のリニアメントが、FO-B・ FO-A・熊川断層と調和的な特徴を有して いること。 双児崎から北西にいった小浜湾海底に も地層の変形部分があるようにみえるこ と。
甲87	議事録 (第13回大飯 発電所3・4号 機の現状に関 する評価会合)	写 し	H25.6.2 0	原子力規 制委員会	原子力規制委員会が、被告に対して、3 連動地震を想定した地震動評価をするよ う求めていること。

甲88	関西電力㈱大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書(案)	写し	同上	同上	同上	
甲89	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド	写し	原子力規制委員会	25.6.19	同ガイドは、「2. 将来活動する可能性のある断層等の認定」の「2.1 基本方針」において 「(1)「将来活動する可能性のある断層等」は、後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できないものとする。」 「(3) なお、活動性の評価に当たって、 <u>設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断する必要がある。</u> 」 等と、予防原則に立脚した判断基準を定めていること	
甲90	環境政策における予防的方策・予防原則のあり方に関する研究会報告書	写し	環境省	H16.10	環境基本法等、我が国の環境法体系が予防原則を採用していること	
甲91	安全社会に向けてー予防原則・リスク論に関する研究	抄本	日本科学者会議・日本環境学会	2013.6.15	原発における予防原則の適用の一例	